

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

国外財産調書と財産債務調書は提出が必要？

Q 今回の確定申告から**財産債務調書**を作成して提出することが義務付けられておりますが、以前からある**財産債務明細書**や、すでに始まっている**国外財産調書**とはどこが違うのでしょうか？

解説

国外財産を5000万円超保有する人が提出するのが国外財産調書、その年の所得が2000万円を超える人が提出するのが財産債務明細書、この明細書が義務化されたものが財産債務調書です。

1. それぞれの相違点

	国外財産調書	財産債務明細書	財産債務調書
対象者	毎年12月31日時点で 5000万円超の国外財産 がある居住者	その年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2000万円を超える者	その年の課税所得が 2000万円を超える人 で、12月31日時点で 国内外に3億円以上の財産 または1億円以上の有価証券等を持っている人
提出時期	翌年3月15日まで	翌年3月15日まで	翌年3月15日まで
申告内容	12月31日時点の国外財産の種類、数量、価額など	12月31日時点の財産や債務の種類や金額	12月31日時点の財産や債務の種類、その所在や価額など
開始時期	平成25年分 から	従来よりある	平成27年分 から
罰則	正当な理由なく期限内に提出がない場合あるいは虚偽記載の場合は、 1年以下の懲役または50万円以下の罰金	なし	提出がない場合又は記載すべき財産又は債務の記載がない場合に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、 過少申告加算税等が5%加重 される。

見直しがされました。

要するに…

国外財産調書が始まり国外財産について税務署が把握する体制が整いました。そして、従来の財産債務明細書の見直しが行われ、**確定申告から財産債務調書制度が今回の義務化されました**。これにより、提出すべき対象者は減少したものの、罰則が設けられるなどより厳格に適用されることとなりました。